

第1章 いじめ防止に関する本校の取り組み

1 基本的な考え方

本校では、「よい社会人となるように育成する」を教育目標に掲げ、人権尊重の精神に徹した自主的・民主的な人の育成を目指している。いじめは、相手の人権を踏みにじる許されない行為であり、学校はもちろん、子どもに関わるすべての大人が一体となって取り組むべき重大な問題である。

そこで、春木中学校では、以下の各項を基本認識として、いじめに対応していく。

- ① いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ② いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ③ いじめは、大人には気付かれにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方はまちがっている。
- ⑤ いじめは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することが大切である。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方、変化に気づく感性が問われる問題である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑩ いじめは、未然防止、早期発見、迅速な対処が可能である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より。)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあり、それぞれの刑罰法規に抵触する可能性がある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。→【脅迫、名誉毀損、侮辱】
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。→【暴行】
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。→【暴行、傷害】
- ⑤ 金品をたかられる。→【恐喝】
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。→【窃盗、器物破損】
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。→【強要、強制わいせつ】
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。→【名誉毀損、侮辱】

3 いじめの本質

いじめの本質は、閉じた集団の中で、優位－劣位という力関係が濫用され、優位に立つ側が一方的に、精神的・身体的な苦痛を繰り返し与えるところにある。いじめを防止するには、生徒間の歪んだ関係性を正し、力行使する側の嗜虐性を改めていかなければならない。

しかし、これらの条件が揃っていてもいじめが起らない、または起こっても広がらない場合もある。教職員や周囲の大人の姿勢、生徒集団の自浄力が、歯止めの効果を発揮している場合である。

指導にあたっては、教職員がぶれることなく、その歪んだ関係性や嗜虐性が、どの社会でも許されないことを教える。そして、全教育活動を通して、互いの人格を尊重しようとする態度を養うとともに、自己をコントロールする力を身に付けさせる。また、人間らしい温かさに包まれた集団づくりや絆づくりを意図的・計画的に行い、いじめに打ち克つ集団の自浄力を高めていかなければならない。

4 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

いじめ対策委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その機能の検証を行う主体であり、かつ、重大事態に対応する主体である。4月、および各学期末の計4回、定例会を開催する。

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主担、各学年主任、各学年生徒指導担当、各学年教育相談担当、養護教諭、人権教育主担、生徒会主担、スクールカウンセラー

(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② 重大事態への対応
- ③ 年間計画の作成
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修の企画・運営
- ⑤ 各取組の有効性の検証
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 関係する校内組織

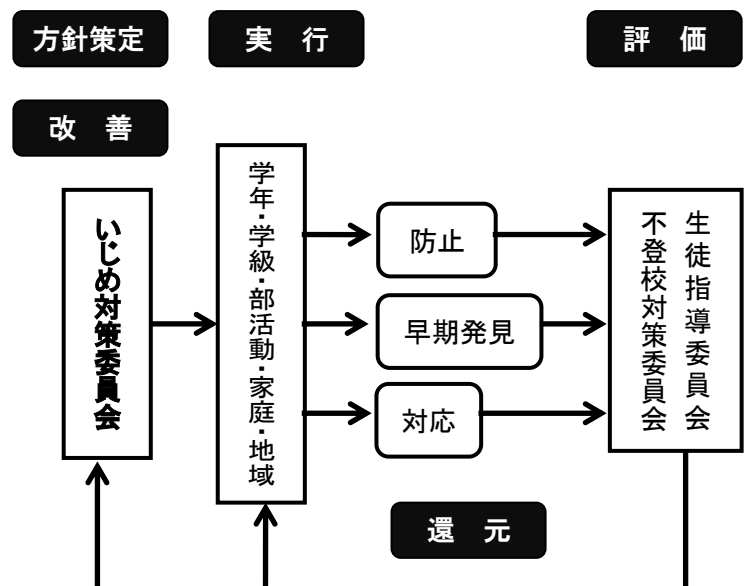
- ① 生徒指導委員会
 - ・ 管理職、首席、生徒指導主担、各学年生徒指導、養護教諭、生徒会主担、スクールカウンセラーで構成。
 - ・ いじめを含む問題行動全般に対処する。
 - ・ 毎月1回、報告会を実施。必要に応じて臨時会を開く。
 - ・ いじめの重大事象発生時は、いじめ対策委員会へ対応を委ねる。
- ② 不登校対策委員会
 - ・ 管理職、首席、生徒指導主担、各学年教育相談、養護教諭、スクールカウンセラーで構成。
 - ・ 不登校に対処する。
 - ・ 毎月2回、報告会を実施。必要に応じて臨時会を開く。
 - ・ いじめに起因する不登校の場合は、いじめ対策委員会へ対応を委ねる。

5 取組状況の把握と検証

いじめ対策委員会が策定した「学校いじめ防止基本方針」を、学年、学級、部活動など校内はもちろん、家庭や地域へも周知し、いじめを許さないという基本姿勢を共有し、多くの目で子どもを見守り、関われる態勢をつくる。

取組状況の把握は、生徒指導委員会と不登校対策委員会の定例会で行い、その都度、校内および家庭、地域へと還元する。

そして、その定例会の内容を集約して、いじめ対策委員会で検証し、基本方針の改善を行う。



6 年間計画

岸和田市立春木中学校 いじめ防止年間計画				
	1年生	2年生	3年生	学校全体
4月	入学式・始業式 学級オリエンテーション 生徒および保護者への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された生徒状況の集約 家庭訪問	始業式 学級オリエンテーション 生徒および保護者への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された生徒状況の集約 家庭訪問	始業式 学級オリエンテーション 生徒および保護者への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された生徒状況の集約 家庭訪問	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	家庭訪問 体育大会（集団づくり） ハイパーQUの実施	家庭訪問 体育大会（集団づくり） ハイパーQUの実施	家庭訪問 体育大会（集団づくり） ハイパーQUの実施 修学旅行（集団づくり）	QU分析と共通理解
6月	宿泊学習（集団づくり） 生活アンケートと個人面談	生活アンケートと個人面談	生活アンケートと個人面談	教職員間の公開授業週間
7月	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	職場体験学習（自己肯定感） 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	第2回いじめ対策委員会（進捗確認）
8月				
9月	始業式 日曜参観 生活アンケートと個人面談	始業式 日曜参観 生活アンケートと個人面談	始業式 日曜参観 生活アンケートと個人面談	教育相談週間
10月	文化祭（集団づくり）	文化祭（集団づくり）	文化祭（集団づくり）	教職員間の公開授業週間
11月	合唱コンクール（集団づくり） ハイパーQUの実施 情報モラル学習	合唱コンクール（集団づくり） ハイパーQUの実施 情報モラル学習	合唱コンクール（集団づくり） ハイパーQUの実施 情報モラル学習	QU分析と共通理解
12月	保護者懇談会	保護者懇談会	保護者懇談会	第3回いじめ対策委員会（状況と取組みの検証）
1月	始業式	始業式	始業式	
2月	生活アンケートと個人面談	生活アンケートと個人面談	生活アンケートと個人面談	新入生体験入学・入学説明会
3月	学年懇談会 終業式	学年懇談会 終業式	卒業式	小中連絡会（新入生のようすを把握） 第4回いじめ対策委員会（年間の取組みの検証）

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

大半の生徒が、いじめの被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実をもとに、いじめを生まない風土、および、例えいじめが起こったとしても、いじめを広げさせない風土をつくることを、未然防止の基本とする。

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 教職員の姿勢

- ① オープンな姿勢で子どもたちと接し、日常の肯定的な声掛け、相談、活動の協働を意図的に行い、互いに話しやすい関係をつくる。
- ② 子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や心の状態を推し量ることができる感性を高め、変化に気づく。
- ③ 家庭や地域との連携を密にし、些細なことでも互いに相談できる関係をつくる。

(2) 生徒の実態把握

- ① 定期的に『生活アンケート』を実施し、子どもたちの個々の状況を把握する。
- ② 『QU』を実施し、学級・学年・学校全体の状況を把握する。
- ③ 『社会性測定用尺度』を実施し、子どもたちの社会性を把握する。
- ④ 以上の測定結果を比較して、取り組みの検証を行う。

(3) 安心できる居場所づくり・絆づくり

- ① 温かい学級経営や教育活動を、学校全体で展開し、安心できる居場所をつくる。
- ② 班活動を通して、学級の中で互いに関わり合う機会をつくり、誰かを『助ける体験』や誰かに『助けってもらう体験』をさせることで、絆や結びつきを強めるとともに、自己肯定感を高めていく。
- ③ 皆が安心して過ごすためのマナーやルールを浸透させる。
- ④ 誰かを傷つける発言や不安にさせる行動に対しては、機会を逃さずに指導する。
- ⑤ 明るく美しい教育環境をつくるために、清掃と整理整頓を徹底し、設営、花、植物を工夫する。
- ⑥ わかる授業に努めるとともに、授業規律を保ち、補充が必要な生徒に対応しては質問日を設けるなどして、学力不安を解消する。

(4) 生命や人権を尊重する態度の育成

- ① 人権教育を、仲間づくり、同和教育、男女共生教育、障がい者・高齢者理解教育、在日外国人教育、人権問題全般と分類し、計画的に学習を進め、生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- ② 1年生は障がい者・高齢者理解教育、2年生は同和教育、3年生は在日外国人教育に重点を置き、それぞれの立場に立った見方や考え方を養う。
- ③ 道徳の時間を充実させて、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等にふれさせ、自分自身の生活や行動を振り返らせる。
- ④ さまざまな体験活動において、意図的・計画的に互いにふれ合う機会をつくり、他者との協力や自分自身をコントロールする経験をさせる。
- ⑤ PTAの各種会議や保護者会、懇談会などで、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換を活発に行う。また、HP、学校・学年だより等で広報活動を積極的に行い、人権意識の啓発を図る。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを共通認識とする。教職員は、子どもたちの小さな変化を敏感に察知するとともに、悩みを打ち明けやすい関係づくりや適切な調査を行い、いじめを見逃さない認知能力の向上を、早期発見の基本とする。

2 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 教職員の姿勢

- ① 子どもの言葉や気持ちを共感的に受け止めるとともに適切な見立てを行い、いじめる側もいじめられる側も、育て、守りきるという姿勢で臨む。
- ② 教職員が人権感覚を磨き、些細な変化に気づく感性を高め、気になればすぐに声をかける、聞く、指導する、他の教職員と連携するなど、すばやい対応を行う。

(2) 協力体制

- ① 学級や学年を超えて教職員どうしが連携するのはもちろん、保護者、SC、SSW、関係機関、地域とも密に連携し、些細なことでも話し合い、相談できる関係をつくる。
- ② いじめの発見は、「保護者からの訴え」、「本人からの訴え」、「学級担任が発見」、「担任以外の教職員が発見」の順に多いことを踏まえ、
 - (ア) 保護者が学校に相談しやすいように、普段から様々な手段で呼びかけを行い、通信物に返信欄を設けたり、生指対応以外のときでも積極的に連絡したりする。
 - (イ) 本人や保護者が学校に対して安心感をもてるように、日頃からひとつひとつの課題に対して誠実に対応し、事後の見届けや報告まで責任をもって行う。
 - (ウ) 登下校、休み時間や昼休み、清掃時間、放課後、体育の着替えの時も、子どもがいるところには教職員がいるようにして、あいさつや声かけ、見守りを行う。
 - (エ) 毎日、放課後に各学年で報告会を行い、子どもたちのようすについて情報交換を行い、見立てや指導の手立てについて確認をする。
 - (オ) いじめの発見は、「アンケート調査による発見」、「他の生徒からの情報提供」は少ない傾向にあり、このような訴えがあった場合には、いじめが進行し、深刻化している場合もある。そのため、教職員が連携して、子どもの立場を守りながら、素早い対応を行うようにする。

(3) 発見の手立て

- ① 日常の見守り、観察、声かけ、聞き取りを、全教職員で連携して行う。
- ② **【別紙1】いじめを早期に発見するポイント**を利用して、早期にいじめの兆候をつかむ。
- ③ 毎日放課後、各学年で、その日の報告会を行い、情報を共有し共通理解のもとで指導にあたる。
- ④ 班ノートや連絡帳で、生徒や保護者と連絡やコメントをやり取りする。
- ⑤ 通信物には返信欄を設ける。
- ⑥ 教育相談週間を設け、全生徒を対象にした教育相談を計画的に実施する。
- ⑦ 全生徒を対象にした学校生活アンケートを、各学期に実施する。
- ⑧ インターネットや携帯電話について、機会を捉えて保護者に注意喚起を促し、早期の相談を呼びかける。
- ⑨ 春木中学校区支援地域本部など地域の方々と連携し、登下校時の様子や休日の様子について情報を得る。

第4章 いじめに対する迅速な対応

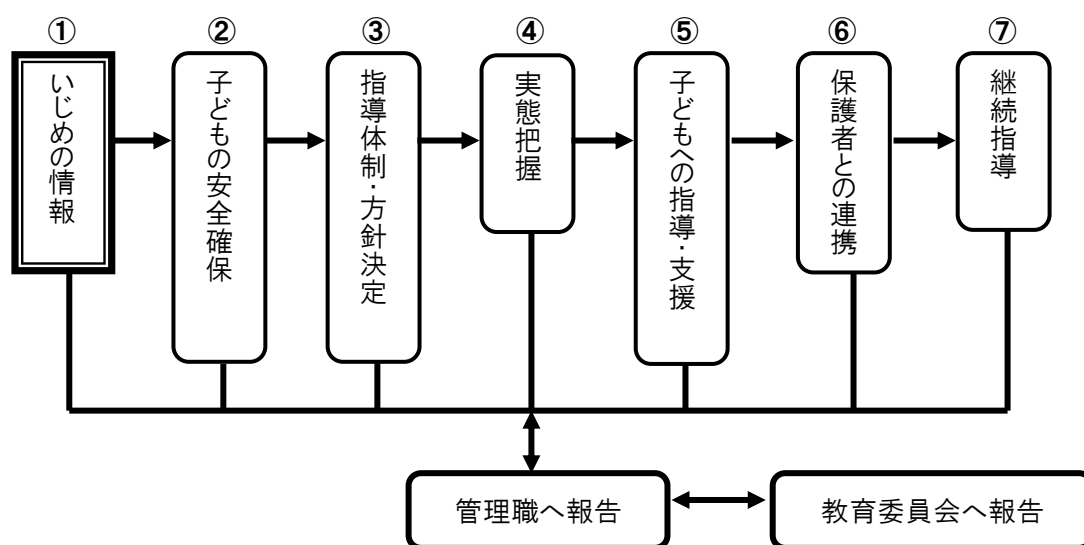
1 基本的な考え方

いじめを認知した時、教職員は、他の活動に優先して対応することを、いじめ対応の基本とする。そのためには、すべての教職員が、「いじめは子どもの命に関わる重大な問題である。」という認識や、「不安や苦痛を感じている子どもを放っておけない。」という使命感を、当然のこととして共有しなければならない。

指導にあたっては、いじめられている子どもの気持ちや立場を尊重し、守りぬく姿勢で臨まなくてはならない。子どもが安心して登校し、学習できるようになるまで、見守り続けることが重要である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

※ 【別紙2】いじめ事象生起時の対応について（岸和田市教育委員会）を参照



(1) 初期対応

- ① 叩かれていたり、集団に囲まれて嫌がらせを受けていたり、「いじめ」と感じる行為を見つけたら、その場で躊躇せずに行方を止める。
- ② 学級担任、学年職員、生徒指導担当に連絡し、すぐにチームでの対応をはじめます。管理職には、指導体制や指導方法、聞き取りの結果を逐次報告し、指示を仰ぐ。
- ③ いじめられた側の子どもを守るために、本人を安全な場所へ移動させ、教職員が必ず傍につく。事実確認を行う場所や時間などに、慎重な配慮を行う。いじめの情報が別の子どもから伝えられた場合も、その立場を守るために同様の配慮をする。休み時間や清掃時間、登下校など、教師の目が届きにくい時間も身守れるように、教職員の連携体制をとる。

(2) 実態把握と事後指導

- ① 臨時の生徒指導委員会を開く。
 - (ア) 重大事態の場合には、いじめ対策委員会へ対応を委ねる。
 - (イ) (ア)以外の事象については、生徒指導委員会が対応する。事実確認を行う教職員、場所、双方から聞き取った内容の照合、保護者への連絡、他の職員との情報の共有など、指導の流れをその都度確認する。
- ② 次の各内容について、双方の話が合うまで行う。
 - (ア) 誰が誰をいじめているのか。

- (イ) いつ、どこで起こったのか。
- (ウ) どのような内容のいじめか。どのような被害を受けたのか。
- (エ) いじめのきっかけは何か。
- (オ) いつ頃から、どのくらい続いているのか。

③ 事実確認、指導、支援の留意点

- (ア) いじめられた側の子どもの辛さや悲しみ、不安な気持ちを受け入れ、寄り添う姿勢で臨む。
- (イ) 最後まで守り抜くこと、秘密を守ること、必ず解決できることを伝える。
- (ウ) いじめた側の子どもには、「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示す。そして、いじめに向かった気持ちや状況について十分に聞きとり、子どもの背景にも目を向けた指導をする。
- (エ) いじめられた側の子どもや保護者の辛さや悲しみ、不安な気持ちを、十分に理解させ、心からの謝罪と二度といじめをしない約束をさせる。
- (オ) 当事者だけの問題に留めず、学級および学年、学校全体の問題として考え、「いじめは決して許さない。」という姿勢を全体に示すとともに、より良い集団へ成長するために『あるべき姿』は何かを十分に考えさせる。

④ 保護者との連携

- (ア) いじめを発見したその日のうちに、家庭訪問で保護者に直接面談し、事実関係を伝える。
- (イ) いじめられた側の子どもが、友人関係や学校生活に対して安心感を取り戻すことを、事後指導の一番の目的とする。そのために、どのような指導を、どのような方法で行っていくかを、教職員と保護者で十分に協議する。

⑤ 継続指導

- (ア) いじめが一定の解消を見た場合でも、教職員の連携のもと、引き続き十分な観察や相談などの支援を行う。
- (イ) SCと連携し、必要に応じてカウンセリングを行い、心のケアにあたる。
- (ウ) 保護者と密に連携し、些細なことでも互いに連絡を取り合うようにする。

(3) 重大事態への対応

① 想定する重大事態

- (ア) 生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 生命や身体、財産に重大な被害が生じた場合
- (ウ) いじめが原因で、相当の期間学校を欠席していたことが判明した場合
- (エ) その他、刑罰法規に抵触する疑いが強い場合

② 対応の基本方針

- (ア) 校内では、「いじめ対策委員会」が主体となって対応する。
- (イ) 生命に関わる事態の場合は、すぐに警察署へ通報する。
- (ウ) 市および市教委へ報告し、調査の主体について判断を仰ぐ。

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導、支援のもと、「いじめ対策委員会」が調査等の対応にあたる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

3 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものをいう。

(2) ネット上のいじめの特徴

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教職員などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(3) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、携帯電話やパソコンの管理等、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携、協力し、双方で指導を行う。

- ① 保護者や地域への防止啓発活動の内容
 - (ア) 携帯電話やパソコンを利用するときの家庭でのルールづくり(利用時間、学校へ持たせない、フィルタリングなど)
 - (イ) 携帯電話を持たせる必要性の吟味
 - (ウ) 子どもたちがよく利用しているサービスの内容と具体的なトラブル
 - (エ) 抵触する可能性がある刑罰法規(脅迫、名誉毀損、侮辱、強要など)
 - (オ) ネット上でのいじめを発見した時の対応
- ② 生徒への指導で押さえるべき内容
 - (ア) ネット上でのやり取りも、相手を傷つける内容であれば、いじめに違いないこと。
 - (イ) 発信した情報は、多くの人に広まる危険性が高いこと。
 - (ウ) 匿名で書きこんでも、個人を特定できること。
 - (エ) 画像や動画をアップして、思わぬトラブルを招くことがあること。
 - (オ) 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

(4) 対応の手順と留意点

【別紙3】「ネット上のトラブルへの対応」(岸和田市教育委員会)に従って、対応を進めていく。留意点は以下の通りである。

- ① いじめ事象の対応を進めるとともに、拡散する前に、書き込みや画像等を速やかに削除する必要がある。ただし、内容を保存する必要があるため、保護者に連絡をとり、協力して対応にあたる。
- ② 基本的には、被害の子どもが学校の協力を得ながら、削除依頼や請求を行う。
※ 学校が代理で行うことはできるが、その場合、掲示板等の管理者への情報提供となり、管理

者に対応の義務を負わせることはできない。

- ③ 書き込みのあった掲示板等のURLの記録、書き込みのプリントアウト、デジタルカメラで画面を撮影など、いじめの内容を残しておく。
- ④ 書き込みの内容が緊急性を要する場合(殺人予告、爆破予告、自殺予告など)は、関係機関に速やかに連絡する。
- ⑤ チェーンメールの情報があった場合は、生徒たちに転送しないように指示をするとともに、内容を確認してケースに応じた対応をする。

第5章 その他

1 学校いじめ防止基本方針の改定

職員会議、生徒指導委員会、不登校対策委員会等からの提言を受けて、「いじめ対策委員会」において、「いじめを防止する。」という観点から、必要に応じて見直しを図る。

2 別添資料

- (1) **【別紙1】いじめを早期に発見するポイント**
- (2) **【別紙2】いじめ事象生起時の対応について**
- (3) **【別紙3】ネット上のトラブルへの対応**
- (4) **【別紙4】問題行動対応チャート**